

広島県告示第九百七十四号

平成三十年広島県告示第三百四十四号（広島県総合グラウンド管理規則の施行に必要な様式の定め）の一部を次のように改正する。

令和三年十一月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一号中「第四条第二項」を「第四条第一項」に改める。

第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 管理規則第五条第一項ただし書の規定による利用券
(個人利用の場合)

(一連番号)		(年.月.日)
個人 (施設名)		
(利用者区分)	(利用時間区分)	
(時刻)	利用券 (利用許可書)	(金額) 円
広島県総合グラウンド		当日限り有効

利用券 (利用許可書兼領収書)		
(一連番号)		(年.月.日)
個人 (施設名)	(利用者区分)	(利用時間区分)
(時刻)		(金額) 円
広島県総合グラウンド		当日限り有効

- 備考 1 用紙の大きさは、縦 48 ミリメートル、横 57.5 ミリメートルとする。
- 2 「施設名」の欄には、メインスタジアム、補助競技場、運動場又はトレーニング室の別を表示する。
- 3 「金額」の欄には、施設及び利用の種類に応じた料金を表示する。

(個人利用時に付属備品・陸上競技用具利用の場合)

(一連番号)	(年.月.日)
(付属備品・陸上競技用具名)	(施設名)
(利用時間区分)	
(時刻)	利用券 (利用許可書) (金額) 円
広島県総合グラウンド	当日限り有効

利用券 (利用許可書兼領収書)	
(一連番号)	(年.月.日)
(付属備品・陸上競技用具名)	(施設名) (利用時間区分)
(時刻)	(金額) 円
広島県総合グラウンド	当日限り有効

- 備考 1 用紙の大きさは、縦 48 ミリメートル、横 57.5 ミリメートルとする。
- 2 「施設名」の欄には、メインスタジアム、補助競技場、運動場又はトレーニング室の別を表示する。
- 3 「金額」の欄には、施設及び利用の種類に応じた料金を表示する。